

排水機場等維持管理業務委託

特　記　仕　様　書

高槻市　都市創造部
下水河川事業課

目 次

第1章 安全衛生管理	1
1.1 一般事項	1
1.2 安全教育	1
1.3 労働災害防止	1
1.4 公衆災害防止	2
1.5 その他	2
第2章 法令等の遵守	2
2.1 業務に関する法令等	2
2.2 業務に係る法定資格	2
第3章 業務内容	3
3.1 運転操作監視業務	3
3.2 保守点検業務	4
3.3 設備交換業務	5
第4章 提出書類	5
4.1 契約時提出書類	5
4.2 業務計画書	6
4.3 月間報告書	6
4.4 年間報告書	7
4.5 異常報告書	7
4.6 懸案事項調査報告書	7
4.7 施設台帳	7
4.8 その他の書類	7
第5章 実施体制	8
5.1 委託業務従業員	8
5.2 資格基準	8
5.3 電気主任技術者	9
5.4 危険物取扱責任者	9
第6章 施設使用及び貸与品	10
6.1 業務事務所	10
6.2 管理棟の使用	10
6.3 施設の使用	10
6.4 貸与資料及び貸与物品	10
第7章 責任及び費用分担	10

7.1 責任分担	10
7.2 費用分担	11
第8章 打合せ及び協議等	11
8.1 打合せ	11
8.2 定例報告	11
8.3 異常報告	11
8.4 懸案事項調査報告	11
第9章 検査	11
9.1 月毎完了検査	11
9.2 履行確認	12
第10章 災害及び緊急対応業務	12
10.1 一般事項	12
10.2 基本方針	12
10.3 対象事象	12
10.4 業務継続体制の構築	13
第11章 その他	13
11.1 災害協定の締結	13
11.2 高槻市雨量・水位監視システムの利用と管理	13
11.3 高槻市マンホールポンプ監視システムの利用と管理	13
11.4 施設管理台帳システムの利用と管理	14
11.5 内部通報	14
11.6 環境に配慮した運転管理	14
第12章 参考図書等	14

第1章 安全衛生管理

1.1 一般事項

- (1) 受注者は、業務計画書に事業者等の責務と労働者の責務を明示し、快適な職場環境の形成を促進すること。
- (2) 受注者は、業務計画書に事業所における管理体制、及び教育・講習計画を明示し、作業場における労働安全衛生管理を定着させること。
- (3) 受注者は、従業員の健康診断等を定期的に行い、その費用は受注者において負担すること。
- (4) 受注者は、従業員に作業に応じた服装をさせ、常に清潔にして作業に従事させること。

1.2 安全教育

- (1) 受注者は、法律に定めるところに従い、業務に従事する者に対して、定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 前項を含め、受注者が自主的に取り組む内容は、業務計画書に記載すること。
- (3) 安全教育の実施内容は、記録保管するとともに、発注者に報告すること。

1.3 労働災害防止

- (1) 受注者は、現場の作業環境を常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) 資格を必要とする諸機械を取り扱う場合は、必ず有資格者をあてること。また、適切な安全対策を講ずること。
- (3) マンホール、管きょなどに出入りし、又はこれらの内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気や有毒ガス等の有無を、作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、発注者が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (4) 作業中、酸素欠乏空気や有毒ガス等が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、発注者及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (5) 作業中は気象情報に十分注意を払い、降雨予報が出された際は直ちに作業を中止できる体制とすること。また、地震等が発生した場合は、直ちに対応できるような対策を講じておくこと。なお、局地的な大雨に対する安全対策に関しては、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)平成20年10月」(局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会編(事務局:国土交通省都市・地域整備局下水道部他))等を参考にすること。

1.4 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時、作業現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、業務内容を明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導員等を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本書に定めるところによる他、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的な事項については、関係機関と十分協議して定め、交通対策図等を作成し、発注者の承認を得ること。

1.5 その他

- (1) 受注者は、各施設の火災、破損、紛失、盗難、侵入者等についてこれを予防、監視すること。
- (2) 受注者は、作業に当たって、下水道施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (3) 万一、事故が発生した時は、業務計画書に示す緊急連絡体制に従い、直ちに発注者及び関係官公署に報告するとともに、速やかに必要な措置を講ずること。
- (4) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、直ちに発注者に届け出ること。

第2章 法令等の遵守

2.1 業務に関する法令等

本業務に関する法令等は、【別紙1】のとおりである。

2.2 業務に係る法定資格

本業務に関する必要な法定資格は、【別紙2】のとおりである。

第3章 業務内容

3.1 運転操作監視業務

本業務における業務内容は、次に示すとおりである。なお、施設毎の維持管理内容は【別紙3】に示す。

(1) 運転・操作

- ① 各種機器の運転操作について、設備、周辺状況等を熟知し、適正に行うこと。
- ② 運転場所（雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等）について、降雨時水位監視、水位状況を確認し必要に応じて運転、し渣の除去等を行うこと。
- ③ 排水機場及びゲート等の操作について、地元との調整の上運転、水位調整を行うこと。
- ④ 雨水取口については、北部流域下水道と調整の上運転を行うこと。
- ⑤ 受注者は大雨、台風等に備え、気象情報システム等により常時気象に関する情報を収集すること。
- ⑥ 機器の運転操作方法については、本市と協議の上運転操作基準、運転操作手順を作成すること。
- ⑦ 合流地域取口については、前島ポンプ場の運転管理と密接な関係にあるため、ゲート開閉等運用時については大阪府（大阪府北部流域下水道事務所）から淀川右岸流域下水道高槻水みらいセンター（前島ポンプ場）の運転管理を委託されている業者に連絡すること。
- ⑧ 施設敷地内及び施設の上流水路の清掃、及び除草等を適宜行い、環境整備に努めること。
- ⑨ 発注者から指示があった場合は、運転・操作を行うこと。

(2) 巡視・点検

- ① 雨水ポンプ場、排水機場、雨水取口等のスクリーンの定期巡回を行い、塵芥除去及び集積を行うものとする。
- ② 回収されたし渣等は、可燃物、アルミ、鉄、ガラス類に分別し、速やかに高槻工エネルギーセンターに搬入処分しなければならない。
- ③ し渣置き場などの臭気を発する場所は、常に清潔に保たなければならない。
- ④ 電気設備の外観点検を行い、記録し、異常があれば報告書を作成し、簡易な整備等を行うものとする。なお、点検方法と点検様式は【別紙4】のとおりとする。
 - (ア) 各種計器指示値の記録及び変電室その他諸設備の巡回点検
 - (イ) 蓄電池の充電状況
 - (ウ) 負荷設備の状況
 - (エ) 予備品等の点検
 - (オ) その他必要と思われるもの
- ⑤ 機械設備の外観点検を行い、記録し、異常があれば報告書を作成し、簡易な整備等を行うものとする。なお、点検方法と点検様式は【別紙4】のとおりとする。
 - (ア) 回転機器の給油状況
 - (イ) 冷却水の給水状況

- (ウ) 機器の清掃、部品工具類の整備
 - (エ) その他必要と思われるもの
- ⑥ 市内に設置された水位観測所の水位計の外観点検を行い、記録し、異常があれば報告書を作成し、簡易な整備等を行うものとする。
- (ア) 水位計と、水位計に伴う機器等の目視点検
 - (イ) 現地の水位と実測水位の確認、基準点の確認
 - (ウ) 防波管などの周辺設備の清掃
 - (エ) その他必要と思われるもの
- ⑦ その他設備の外観点検を行い、記録し、異常があれば報告書を作成し、簡易な整備等を行うものとする。
- (ア) 燃料、原材料、油脂類の受け入れ状況
 - (イ) その他必要と思われるもの

(3) 除草（水路河川維持管理）

本業務における業務内容は、次に示すとおりである。なお、対象箇所は【別紙 位置図】に、作業内容は【別紙 施設概要】に示す。

- ① 河川水路において、6～8月の期間1回以上除草を行い、下水道施設の運用に支障のない様に努めること。
- ② 上記以外の期間においても、常に良好な状態を維持すること。

3.2 保守点検業務

本業務における業務内容は、次に示すとおりである。

(1) 前島浄化槽点検・清掃

前島排水機場にあるし尿浄化槽の機能を適正に維持するために実施する保守点検及び、清掃を行うものであり、業務の詳細は【別紙5】に示す。

(2) 親水施設水質調査

市内にある親水施設を適正に維持するために実施する水質調査であり、業務の詳細は【別紙6】に示す。

(3) 電気精密点検

所管する電気設備等を適正に維持するための電気精密点検であり、業務の詳細は【別紙7】に示す。なお、毎年6月末までの実施を目標とし、異常がある場合は、速やかに報告し、懸案事項調査報告書にも含むこと。雨天時の点検は避けるようにすること。

(4) 地下タンク定期点検・漏洩検査

所管する地下タンク等を適正に維持するための地下タンクの定期点検及び漏洩点検であり、業務の詳細は【別紙8】に示す。（玉子排水機場、第二前島排水機場、新川雨水ポンプ場、西真上雨水ポンプ場）なお、毎年6月末までに実施し、異常がある場合は、速やかに報告し、懸案事項調査報告書にも含むこと。

(5) 消防設備等点検

所管する消防設備等を適正に維持するための消防設備点検であり、消防設備資格保持者による定期点検、書類作成を行い、業務の詳細は【別紙 9】に示す。なお、毎年 6 月末までに実施し、異常がある場合は、速やかに報告し、懸案事項調査報告書にも含むこと。

(6) 第二種圧力容器点検

所管する第二種圧力容器等を適正に維持するための圧力容器点検であり、定期点検、書類作成を行い、業務の詳細は【別紙 10】に示す。なお、毎年 6 月末までに実施し、異常がある場合は、速やかに報告し、懸案事項調査報告書にも含むこと。

(7) その他発注者が指定する保守点検業務

発注者が指定した保守点検業務であり、業務内容は発注者の指示による。

3.3 設備交換業務

本業務における業務内容は、次に示すとおりである。なお、本業務における購入、処分及び実施に係る費用は受注者の負担とする。

(1) 塚原雨水貯留施設設備

紫外線殺菌装置を交換するもので、業務の詳細は【別紙 11】に示す。

(2) マンホールポンプ設備

液面制御スイッチを交換するもので、業務の詳細は【別紙 12】に示す。

(3) オイル及びグリース等

年次点検に伴う、オイル及びグリース等を交換するもので、業務の詳細は【別紙 13】に示す。

(4) 消火器

消火器を交換するもので、業務の詳細は【別紙 14】に示す。

(5) UPS・蓄電池

UPS・蓄電池を交換するもので、業務の詳細は【別紙 15】に示す。

第4章 提出書類

4.1 契約時提出書類

受注者は、契約後速やかに承諾を受けた様式で、下記の書類を提出しなければならない。

- ① 着手届
- ② 業務管理責任者及び業務総括責任者届
- ③ 上記経歴書
- ④ 電気主任技術者届
- ⑤ 上記資格者証
- ⑥ 危険物取扱責任者届
- ⑦ 上記資格者証
- ⑧ 労災保険成立証明書

- ⑨ 責任賠償保険（第三者損害保険）
- ⑩ 業務事務所使用届
- ⑪ 管理棟使用届
- ⑫ 施設使用届

4.2 業務計画書

受注者は、契約後 2 週間以内に承諾を受けた様式で、下記の書類を提出しなければならない。

- ① 業務概要
- ② 業務実施計画
- ③ 業務工程
- ④ 実施体制表
- ⑤ 緊急連絡体制
- ⑥ 従事者一覧
- ⑦ 上記経歴書及び資格者証
- ⑧ 安全管理計画
- ⑨ 産業廃棄物処分に関する書類

4.3 月間報告書

受注者は、翌月の初旬に承諾を受けた様式で、下記の書類を提出しなければならない。

(1) 点検報告

- ① 個別点検結果一覧表
- ② 電気・機械・基礎・建屋設備点検結果
- ③ 水道使用内訳表
- ④ 点検不備一覧（電気設備・機械設備・基礎・建屋）
- ⑤ 修繕完了一覧表
- ⑥ ゲート点検一覧表
- ⑦ クレーン・ホイスト点検一覧表
- ⑧ 消火器点検表
- ⑨ 非常口・通路誘導灯点検表
- ⑩ UPS・蓄電池点検表
- ⑪ 通信設備点検表
- ⑫ 危険物点検表
- ⑬ 水位計点検表
- ⑭ 備品・消耗品等使用内訳表

(2) 作業報告

- ① 電気・機械・基礎・建屋設備点検結果
- ② 異常報告書綴り
- ③ 業務写真

4.4 年間報告書

受注者は、各年度末に、承諾を受けた様式で、下記の書類を提出しなければならない。

- ① 設備交換業務記録
- ② 配置人数実績報告（1年分）
- ③ 協議録綴り
- ④ 教育、訓練に関する報告書

4.5 異常報告書

受注者は、施設（設備）の異常を発見した場合は、発見後3日以内に、下記の書類を提出しなければならない。

- ① 異常報告書
- ② 状況がわかる写真

4.6 懸案事項調査報告書

受注者は、下記について、施設を調査し、毎年6月末までに、懸案事項調査報告書を提出しなければならない。

- ① 設備の不具合（故障や老朽化など）
- ② 安全面、維持管理など運用上の不具合
- ③ その他、業務を進める際に必要となる提案

4.7 施設台帳

受注者は、契約初年度の6月末までに、施設の位置や基本的な事項を理解することを目的とし、施設台帳を提出しなければならない。

4.8 その他の書類

受注者は、発注者の指示により、承諾を受けた様式で、下記の書類を提出しなければならない。

- ① 貸与（資料・物品）申請書
- ② 降雨・台風後の状況報告書
- ③ 地震後の状況報告書
- ④ 街に花いっぱい育成事業実施報告書（年2回）
- ⑤ その他発注者が指示するもの

第5章 実施体制

5.1 委託業務従業員

(1) 業務管理責任者

業務管理責任者は、業務総括責任者を代表し、発注者との委託内容の協議、予算に関する調整などを主体的に行うものである。

(2) 業務総括責任者

業務総括責任者は、施設の目的、設備、能力などを十分に理解した上で、従業員の指導監督を適切に行うとともに、緊急時には速やかに発注者と連絡を取るとともに、緊急体制を確立し、指揮監督を行わなければならない。

(3) 副総括

副総括は、施設の目的、設備、能力などを十分に理解した上で業務総括責任者を補佐及び代行するとともに、緊急時には速やかに業務総括責任者と協議し、主任等に適切な指示をしなければならない。

(4) 主任

主任は、施設の目的や地域性に基づき配置され、責任者を補助するとともに、従業員のとりまとめを適切に行い、緊急事態発生時には速やかに責任者に報告し、責任者の指示のもと行動しなければならない。

(5) 技術員

技術員は、施設の運転・操作に関する知識を有し、運転監視・維持管理の業務を行わなければならない。

(6) 作業員

作業員は、施設の運転・操作に関する知識を有し、運転監視の補助業務を行わなければならない。

5.2 資格基準

(1) 業務総括責任者

下水道法施行令第15条の3の規定による資格を有し、下記に該当する者

- ① 大学卒業後8年以上の業務経験を有し、委託業務の総括の任に当たる能力がある者
- ② 高校卒業後12年以上の業務経験を有し、委託業務の総括の任に当たる能力がある者
- ③ 上記以外の者で、実務経験が同程度と認められる者

(2) 副総括

下水道法施行令第15条の3の規定による資格を有し、下記に該当する者

- ① 大学卒業後6年以上の業務経験を有し、委託業務の総括の任に当たる能力がある者
- ② 高校卒業後10年以上の業務経験を有し、委託業務の総括の任に当たる能力がある者

③ 上記以外の者で、実務経験が同程度と認められる者

(3) 主 任

① 大学卒業後3年以上又は、高校卒業後6年以上のポンプ場の運転に従事した経験を有する者で、各部署の主担者でありその業務の範囲内での責任を持ち、且つ簡単な判断をなし得る能力のある者

② 上記以外の者で、実務経験が同程度と認められる者

(4) 技術員

① 機械工、電気工として、3年以上の経験を有する者又はポンプ場の操作業務に従事した経験が3年以上ある者で、機器の運転、調整、点検等に習熟した者

② 上記以外の者で、実務経験が同程度と認められる者

(5) 技能員

① 運転操作や水質分析等の作業について、必要とされる技能を伴った補助業務が行える者

5.3 電気主任技術者

電気主任技術者の選任については、次の各要件を満たすものとする。

(1) 事業用電気工作物を設置する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

(2) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。

(3) 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。

(4) 対象となる施設は、下記のとおりである。

- | | |
|-----------|------------|
| ・玉子排水機場 | ・日野川雨水ポンプ場 |
| ・大冠排水機場 | ・新川雨水ポンプ場 |
| ・今戸排水機場 | ・津之江雨水ポンプ場 |
| ・第二今戸排水機場 | ・西真上雨水ポンプ場 |
| ・前島排水機場 | ・日野川取口 |
| ・第二前島排水機場 | ・西大樋取口 |

5.4 危険物取扱責任者

(1) 重油などの取扱いにおける事故を防止するため、下記の施設において危険物取扱主任を選任し、諸届などの手続きを行わなければならない。

(2) 対象となる施設は、下記のとおりである。

- | | |
|------------|------------|
| ・玉子排水機場 | ・日野川雨水ポンプ場 |
| ・大冠排水機場 | ・新川雨水ポンプ場 |
| ・前島排水機場 | ・津之江雨水ポンプ場 |
| ・第二前島排水機場 | ・日野川取口 |
| ・西真上雨水ポンプ場 | ・西大樋取口 |

第6章 施設使用及び貸与品

6.1 業務事務所

受注者は、業務事務所を構える場合は、業務事務所使用届を提出し、発注者の承認を得なければならない。なお、使用については、業務事務所使用規定【別紙16】を遵守しなければならない。

6.2 管理棟の使用

受注者は、管理棟を使用する場合は、管理棟使用届を提出し、発注者の承認を得なければならない。なお、使用については、管理棟使用規定【別紙17】を遵守しなければならない。

6.3 施設の使用

受注者は、施設を使用する場合は、施設使用届を提出し、発注者の承認を得なければならない。

6.4 貸与資料及び貸与物品

受注者は、業務の履行に必要な資料の貸与を受ける場合は、貸与（資料・物品）申請書を提出し、発注者の承認を得なければならない。

第7章 責任及び費用分担

7.1 責任分担

発注者と受注者の責任分担は、【別紙18】のとおりである。なお、定めのない事項及び疑義を生じた事項については、双方協議して定める。

7.2 費用分担

発注者と受注者の費用分担は、【別紙19】のとおりである。なお、定めのない事項及び疑義を生じた事項については、双方協議して定める。

第8章 打合せ及び協議等

8.1 打合せ

受注者は、業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と密接な連絡をとり、情報の共有を図らなければならない。

8.2 定例報告

発注者と受注者は、業務を進めるにあたり、下記の通り、定期的に打合せを行う。

隔週金曜日 午前10時から

なお、業務の都合による変更は、発注者の指示によるものとする。

8.3 異常報告

受注者は、施設（設備）の異常を発見した場合は、発見後速やかに、4.5に定める内容を、発注者に報告しなければならない。

8.4 懸案事項調査報告

受注者は、毎年6月末までに、4.6に定める内容を、発注者に報告しなければならない。

第9章 検査

9.1 月毎完了検査

(1) 受注者は、4.3に示す月間報告書を、完了（月末）後、2週間以内に承諾を受けた様式で、下記の書類を提出し、発注者の検査を受けなければならない。

- ①完了届
- ②請求書
- ③業務記録書
- ④勤務時間
- ⑤運転記録
- ⑥月末検針結果
- ⑦物品納入実績記入表

⑧燃料受払・備蓄内訳表

⑨し渣計量表

(2) 受注者は、検査において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

9.2 履行確認

(1) 受注者は、4.4 に示す年間報告書を提出し、発注者の確認を受けなければならない。

(2) 受注者は、確認において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。

第 10 章 災害及び緊急対応業務

10.1 一般事項

受注者は、大規模な災害、事故、事件等の非常時に作業員、施設等が相当の被害を受けても、業務を中断させず、例え中断しても許容される時間内に復旧できるようにするため、業務継続体制を構築しなければならない。

10.2 基本方針

非常時の業務の継続・早期復旧にあたっては、市民、職員、関係者の健康と安全確保を第一優先とし、市民生活や地域経済活動のために必要となる下水道が果たすべき重要な機能を優先的に回復する。

10.3 対象事象

1) 地震時（高槻市地域防災計画において災害対策本部が設置）

ア 本市域で震度 5 弱を観測したとき

イ それ未満の震度で被害が発生したとき

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表され、警戒態勢関連部長会議で、必要と認められたとき

2) 風水害時（高槻市地域防災計画において災害対策本部が設置）

ア 河川の水位や土砂災害の危険度が避難情報判断・伝達マニュアルにおける避難情報の発令基準に達した場合

イ 土砂災害警戒情報の発表

ウ 特別警報の発表

エ 台風等初期避難場所を開設する場合

3) 感染症発生時（高槻市新型インフルエンザ等対策行動計画における近隣地域感染期）

ア 本市または近隣地域において新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったとき

イ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて、政府から緊急事態宣言、またはま

ん延防止等重点措置が発出されたとき

10.4 業務継続体制の構築

- (1) 受注者は、降雨及び台風の災害に備えて、事前に又は応急に体制を構築し、気象情報や災害に係る情報等を入手するとともに、施設の運転状況を踏まえ、発注者と綿密な調整を行い、適切な運転管理に努めなければならない。
- (2) 地震等の災害に備えて、連絡体制を構築するとともに、発災時は、速やかに調査を行い、その結果を発注者に報告し、対応について、発注者と綿密な調整を行い、適切な運転管理に努めなければならない。
- (3) 大規模な水害、及び地震時において、本業務委託外の災害対応業務が生じた場合は、発注者と協議の上、「災害時における維持管理委託施設の応急対策等に関する協定」によるものとする。
- (4) 感染症の拡大時において、作業員の感染により人員不足が生じないような体制を整えなければならない。また、日常的な健康管理の徹底、感染防止対策、特定接種の実施など、感染の予防に努めなければならない。

第 11 章 その他

11.1 災害協定の締結

- (1) 受注者は、契約後速やかに「災害時における維持管理委託施設の応急対策等に関する協定」【別紙 20】を発注者と締結し、災害時に迅速かつ円滑な対応ができる体制づくりに努めなければならない。なお、協定の期間は、本業務委託の履行期間とする。

11.2 高槻市雨量・水位監視システムの利用と管理

- (1) 高槻市雨量・水位監視システム（以下、監視システムという。）の利用は、排水機場等維持管理業務委託を支援するためのものであり、目的以外に使用してはならない。
- (2)【別紙 21】に示す「高槻市が運用する業務上必要な情報を利用する規約（監視システム）」を厳守しなければならない。

11.3 高槻市マンホールポンプ監視システムの利用と管理

- (1) 高槻市マンホールポンプ監視システム（以下、MP 監視システムという。）の利用は、排水機場等維持管理業務委託を支援するためのものであり、目的以外に使用してはならない。
- (2)【別紙 22】に示す「高槻市が運用する業務上必要な情報を利用する規約（MP 監視システム）」を厳守しなければならない。

11.4 施設管理台帳システムの利用と管理

- (1) 施設管理台帳システム（以下、台帳システムという。）を利用し、維持管理のために必要な機器情報や修繕履歴等を入力し、常に最新の状態に保つこと。
- (2)【別紙23】に示す「高槻市が運用する業務上必要な情報を利用する規約（台帳システム）」を厳守しなければならない。

11.5 内部通報

- (1) 業務従事者は、本件契約の履行に際し、発注者の事務事業に関して、法令等に違反し、又は違反するおそれのある事実、若しくは不当な事実を知った場合は、「高槻市職員等からの内部通報に関する規則」に基づき、その事実を発注者に通報することができる。
- (2) 受注者は、前項について、契約後すみやかに、業務従事者に周知するものとする。

11.6 環境に配慮した運転管理

- (1) エンジンポンプ等、大きな騒音を発生させるおそれのある機器を運転するときは、建屋開口部を解放せず騒音の拡散防止に努めなければならない。
- (2) 使用エネルギーの削減に努め効率的な機器の運転に努めなければならない。
- (3) 受注者は、自主的に環境保全に関して研修等を実施し運転者の環境に関する意識を高めなければならない。

第12章 参考図書等

業務の履行において参考とする図書は、【別紙24】参考図書 に記載された最新版図書とする。なお、これ以外の図書に準拠する場合は、あらかじめ発注者の承諾を受けなければならない。

【別紙1】業務に関する法令等

項目
(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
(2) 厚生年金保険法（昭和16年法律第60号）
(3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
(4) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
(5) 消防法（昭和23年法律第186号）
(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）
(7) 建築基準法（昭和25年法律第201号）
(8) 港湾法（昭和25年法律第218号）
(9) 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
(10) 道路法（昭和27年法律第180号）
(11) 下水道法（昭和33年法律第79号）
(12) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
(13) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
(14) 河川法（昭和39年法律第167号）
(15) 電気事業法（昭和39年法律第170号）
(16) 公害対策基本法（昭和42年法律第132号）
(17) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
(18) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
(19) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
(20) 酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）
(21) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
(22) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
(23) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
(24) 環境基本法（平成5年法律第91号）
(25) 高槻市環境基本条例（平成13年条例第10号）
(26) その他発注者が指示したもの

【「下水道施設維持管理指針 総論編 -2014年版- 参照1, 2」参照 P37~53】

【別紙2】業務に係る法定資格

項目
<p>(1) 下水道技術者（維持管理） <下水道法 施行令15-3></p> <p>(2) 安全衛生推進者 <労働安全衛生法></p> <p>(3) 電気主任技術者（第3種以上） <電気事業法></p> <p>(4) 電気工事士（第2種以上） <電気工事士法></p> <p>(5) 危険物取扱者（甲種もしくは乙種第4類） <消防法></p> <p>(6) 下水道管理技術認定試験合格者（処理施設）及び下水道第三種技術検定合格者 <下水道維持管理業者登録規定></p> <p>(7) ポンプ施設管理技術者資格試験合格者（2級以上） <一般社団法人河川ポンプ施設技術協会></p> <p>(8) 防火管理講習修了者 <消防法></p> <p>(9) 酸素欠乏・硫化水素作業主任者技能講習修了者 <労働安全衛生法></p> <p>(10) 玉掛け技能講習修了者 <労働安全衛生法></p> <p>(11) クレーン特別教育修了者 <労働安全衛生法></p> <p>(12) ガス溶接技能講習修了者 <労働安全衛生法></p> <p>(13) アーク溶接特別教育修了者 <労働安全衛生法></p>

【「下水道施設維持管理指針 総論編 -2014年版- 参照 P65～76】

施設ごとの維持管理内容一覧表（1）

1. 排水機場維持管理（排水機場、樋門等）

施設名称		運転	操作	巡視 点検
1	玉子排水機場	農業用 排水機場	●	●
2	大冠排水機場		●	●
3	津之江排水機場		●	●
4	今戸排水機場		●	●
5	第二今戸排水機場		●	●
6	前島排水機場		●	●
7	第二前島排水機場		●	●
1	二つ樋樋門	樋門等	●	●
2	芝生灌漑		●	●
3	野田上水路樋門		●	●
4	今戸幹線樋門		●	●
5	土室川ゲート		●	●
1	水路巡視点検	水路		●

2. 親水施設維持管理（親水施設、雨水利用施設等）

施設名称		運転	操作	巡視 点検
1	春日町ポンプ設備	ポンプ 設備	●	●
〃	(城南中学校前)		●	●
2	津之江水路ポンプ設備		●	●
1	新川樋門(北)	親水施設等	●	●
2	新川樋門(南)		●	●
3	月見台家庭雑排水処理施設			●
4	塚原雨水貯留施設		●	●
5	小寺池親水施設		●	●
6	清水池親水施設		●	●
7	新川親水施設		●	●
8	古曽部親水施設			●
9	阿武山親水施設		●	●
10	北大冠水路親水施設			●
11	野田東ポンプ設備(仮)			●
1	水路巡視点検	水路		●

3. 公共下水道施設維持管理（雨水ポンプ場・取口等）

施設名称		運転	操作	巡視 点検
1	新川雨水ポンプ場	雨水 ポンプ 場	●	●
2	日野川雨水ポンプ場		●	●
3	津之江雨水ポンプ場		●	●
4	西真上雨水ポンプ場			●
5	津之江導水路(第1放流ゲート)		●	●
6	津之江導水路(第2放流ゲート)		●	●
7	津之江導水路(第3放流ゲート)		●	●
1	日野川取口	取口 等	●	●
2	柳川取口		●	●
3	津之江取口		●	●
4	五者井路除塵機		●	●
5	土室川除塵機		●	●
6	唐崎南二丁目取口		●	●
7	No. 1玉川三丁目取口		●	●
8	No. 2玉川三丁目取口		●	●
9	玉川四丁目取口		●	●
10	西面南一丁目取口		●	●
11	西面南二丁目取口		●	●
12	柱本六丁目取口		●	●

3. 公共下水道施設維持管理（雨水ポンプ場・取口等）

施設名称		運転	操作	巡視 点検
13	柱本七丁目取口	取口 等		●
14	朝日町取口		●	●
15	No.1東部排水路取口		●	●
16	No.2東部排水路取口		●	●
17	No.1西大樋取口		●	●
18	No.2西大樋取口		●	●
19	道鶴町六丁目取口		●	●
20	五領取口		●	●
21	上牧南駅前町1番取口		●	●
22	井尻一丁目取口		●	●
23	上牧新川取口		●	●
24	牧田町取口			●
25	牧田町取口			●
26	芝生町二丁目取口			●
27	No.1栄町取口			●
28	No.2栄町取口			●
29	No.3栄町取口			●
30	津之江町三丁目取口			●
31	柳川町二丁目取口			●
32	北柳川町取口			●
33	桃園町取口			●
34	富田町六丁目取口			●
35	芝生町四丁目取口			●
36	牧田町11番取口			●
37	西町1番取口			●
38	川添一丁目取口			●
39	川西町二丁目ゲート		●	●
40	土室川分水路ゲート		●	●
41	高槻城跡雨水貯留施設取口			●
42	西町取口(仮)			●
43	内ヶ池取口(仮)			●
1	安満雨水貯留施設	貯留 施設		●
2	高槻城跡雨水貯留施設		●	●
1	芝生吹上人孔	人孔	●	●
2	新川ポンプ場分岐人孔			●
1	No.1山手町一丁目取口			●
2	No.2山手町一丁目取口			●
3	No.1安満新町取口			●
4	No.2安満新町取口			●
5	高垣町取口			●
6	No.1八丁畷町取口			●
7	No.2八丁畷町取口			●
8	千代田町取口			●
9	宮野町取口	合流 取口		●
10	野田一丁目取口			●
11	天王町取口			●
12	明野町取口			●
13	野田三丁目取口			●
14	藤の里町取口			●
15	日向町取口			●
16	春日町取口			●
17	松川町取口			●
18	須賀町取口			●
19	檜尾川暗渠ゲート		●	●

施設ごとの維持管理内容一覧表（2）

3. 公共下水道施設維持管理（雨水ポンプ場・取口等）

施設名称		運転	操作	巡視点検
1	宮田町	水位計		●
2	寿町			●
3	上土室			●
4	上の池公園			●
5	宮野町			●
6	春日町			●
7	二つ樋取口			●
1	水路巡視点検	水路		●

4. マンホールポンプ維持管理（マンホールポンプ施設）

施設名称		運転	操作	巡視点検
1	萩谷MP 1	マンホールポンプ等	●	●
2	萩谷MP 2		●	●
3	萩谷MP 3		●	●
4	萩谷MP 4		●	●
5	萩谷MP 5		●	●
6	萩谷MP 6		●	●
7	萩谷MP 7		●	●
8	萩谷MP 8		●	●
9	萩谷MP 9		●	●
10	萩谷MP 10		●	●
11	萩谷MP 11		●	●
12	南平台MP 1		●	●
13	南平台MP 2		●	●
14	上土室MP 1		●	●
15	西真上MP 1		●	●
16	上牧MP 1		●	●
17	須賀町MP 1		●	●
18	塚脇MP 1		●	●
19	浦堂MP 1		●	●
20	浦堂MP 2		●	●
21	上土室MP 2		●	●
22	唐崎南MP 1		●	●
23	三島江MP 1		●	●
24	三島江MP 2		●	●
25	萩之庄MP 1		●	●
26	須賀町MP 2		●	●
27	東天川MP 1		●	●
28	黄金の里MP 1		●	●
29	山手町MP 1		●	●
30	東天川MP 2		●	●
31	土室MP 1		●	●
32	唐崎中MP 1		●	●
33	梶原MP 1		●	●
34	西面北MP 1		●	●
35	西面南MP 1		●	●
36	唐崎中MP 2		●	●
37	唐崎北MP 1		●	●
38	原MP 1		●	●
39	原MP 1-2		●	●
40	原MP 1-3		●	●
41	原MP 1-4		●	●
42	原MP 2		●	●
43	原MP 2-2		●	●

5. 水路河川維持管理（施設関連水路）

対象箇所		除草
1	土室町31	水路等
2	津之江北町JR沿	
3	桃園町	
4	津之江排水機場前	
5	処理場西	
6	前島ポンプ場横	
7	前島河川敷	
8	上牧新川	
9	淀の原町	
10	東上牧	

【業務内容】

運転操作	運転操作
運転	ポンプ等の運転を伴う作業
操作	ゲート等の操作を伴う作業
巡視・点検	日常・定期・臨時点検、清掃（上流水路含）
除草	除草

【別紙4】維持管理業務（巡視・点検）

点検方法及び様式

下水道施設等については、ストックマネジメント計画策定の作成に必要な基礎的な点検内容とし、排水機場等については、機能保全計画策定の作成に必要な基礎的な点検内容（概略診断程度は実施）とすること。

点検方法及び、様式は以下の基準を参考にすること。

1. 下水道施設等

- ①下水道施設維持管理要領－処理場・ポンプ場施設編－
- ②河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案）
- ③河川ポンプ設備点検・整備標準要領（案）及び、同添付資料「維持管理記録関係帳票例」「点検・整備チェックシート」「計測、判定の参考資料」
- ④河川ポンプ設備状態監視ガイドライン（案）
- ⑤河川ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）

2. 排水機場等（ポンプ設備）

- ①河川ポンプ設備点検・整備標準要領（案）及び、同添付資料「維持管理記録関係帳票例」「点検・整備チェックシート」「計測、判定の参考資料」
- ②農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場（ポンプ設備）」（農林水産省農村振興局整備部設計課）
- ③基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル（排水機場編）（構造改善局総務課施設管理室）
- ④土地改良施設管理基準（排水機場編）（農村振興局整備部水利整備課）

3. 排水機場等（電気設備）

- ①農業水利施設の機能保全の手引き「電気設備」（農林水産省農村振興局整備部設計課）
- ②基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル（排水機場編）（構造改善局総務課施設管理室）
- ③土地改良施設管理基準（用水機場編）（構造改善局）

4. 排水機場等（除塵機）

- ①農業水利施設の機能保全の手引き「除塵設備」（農林水産省農村振興局整備部設計課）
- ②基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル（排水機場編）（構造改善局総務課施設管理室）

5. 排水機場等（ゲート設備）

- ①農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備）」（農林水産省農村振興局整備部設計課）
- ②基幹水利施設指導・点検・整備マニュアル（頭首工編）（農村振興局整備部水資源課施設保全管理室）
- ③ゲート点検整備要領（案）（（社）ダム・堰施設技術協会）
- ④ダム・堰施設技術基準（案）防食マニュアル（ダム・堰施設技術協会）
- ⑤河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案）

1～5について、上記、要領等を参考に発注者と協議し、実情に適したものとすること。

また、農業水利施設の機能保全の手引きの概略診断調査程度は本業務に含む。

【別紙5】前島排水機場し尿浄化槽管理業務

前島排水機場にあるし尿浄化槽の機能を適正に維持するために実施する保守点検及び、清掃管理業務を定めるものである。

1. 概要

浄化槽法施工規則第二条及び第三条の基準に基づいて、保守点検・清掃業務を行なうものとする。

- (1) 浄化槽設置箇所：高槻市 前島三丁目 地内
- (2) 設置浄化槽規模：15人槽

2. 業務内容

- (1) 維持管理回数：年4回行なうものとする。
- (2) 清掃回数：年1回行なうものとする。
- (3) その他：本仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上必要と認められる軽微なものについては、業務の範囲内で実施するものとする。
- (4) 事前に書面による発注者の承認を受けた場合には、要件を満たす者に再委託できるものとする

3. 履行確認及び報告

業務履行確認の上、点検記録に確認印を受け点検記録を提出するものとする。

4. 関連法規の遵守

業務遂行の際は、浄化槽法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関連法規を遵守すること。

5. その他

- (1) 業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するよう努めること。
- (2) 業務で発生した廃棄物は適正に処分すること。

【別紙6】親水施設水質管理業務

市内にある親水施設の水質を確認するために実施する親水施設水質調査業務の諸事項を定めるものである。

1. 概要

親水施設について、水質調査を実施するものである。

- (1) 履行場所：高槻市 高槻市津之江北町 ほか 地内
- (2) 検査項目：別表-1のとおり

2. 業務内容

- (1) 試料の分析
- (2) 分析結果報告
- (3) その他：本仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上必要と認められる軽微なものについては、業務の範囲内で実施するものとする。
- (4) 事前に書面による発注者の承認を受けた場合には、要件を満たす者に再委託できるものとする

3. 技術者

受注者は業務の把握、分析等の指揮監督を行うために業務主任技術者を定める。業務主任技術者は計量法第122条により登録された環境計量士でなければならない。

4. 再委託

受注者が行う法定点検は、受注者の責任において実施するものとし、事前に書面による委託者の承認を受けた場合には、専門業者に再委託することができるものとする。

5. 採水場所及び分析項目

別表-1のとおりとする。分析時期は、2回/年(7月と1月中で日付は、試料採取前において比較的晴天が続き水質が安定している日を選ぶものとする。なお、台風、大雨等の悪天候により水質調査の実施に支障が認められる場合は、原則、前日までに発注者が延期の是非を判断する。

6. 測定方法及び報告下限値

下記によるものとする。また、機器分析を行う場合は、資料分析後に規制基準値以下に相当する※STD 試料を測定し、機器の感度の確認を行う。

項目	報告下限値 (mg/L)	測定方法
水素イオン濃度 (pH)	小数 1 桁	JIS K0102 の 12.1
溶存酸素量 (DO)	0.5	JIS K0102 の 32.1
生物化学的酸素要求量 (BOD)	0.5	JIS K0102 の 21
化学的酸素要求量 (COD)	0.5	JIS K0102 の 17
浮遊物質量 (SS)	1	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号付表 9
全窒素 (T-N)	0.05	JIS K0102 の 45.6
全燐 (T-P)	0.003	JIS K0102 の 46 の 3.4
大腸菌数	1	環境庁告示 59 号 付表 10 に基づいた測定とする。 単位は CFU/100mL

※ ただし、pH、大腸菌数、DO 及び SS は除く

7. 測定結果の報告

試料搬入後 30 日以内に計量証明書を添付し、測定結果報告書及び添付書類（チャートの写し、計算過程、分析条件等の基礎資料）を一部提出すること

8. 守秘義務

受注者は、業務の履行にあたり知り得た情報を他に漏らしてはならない。受注者は、この業務を処理するための個人情報の取扱いについて、個人情報保護法ほかを遵守しなければならない。

9. 環境方針の周知

受注者は、業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するよう努めること。

10. その他

ここに明記されていない事項については、発注者と受注者が別途協議して定めるものとする。

水質調査検査項目表(別表一1)

採水場所 分析項目・単位	清水池	清水池	清水池	塚原地区 雨水貯留 施設	塚原地区 雨水貯留 施設	阿武山親 水施設	小寺池	津之江水 路ポンプ 設備	津之江水 路ポンプ 設備
	浄化槽 入口	浄化槽 出口	中央部	紫外線殺 菌装置 入口	紫外線殺 菌装置 出口	流水起点		浄化槽 入口	浄化槽 出口
p H	○	○	○	○	—	○	○	○	○
D O (mg/L)	○	○	○	—	—	○	○	○	○
B O D (mg/L)	○	○	○	○	—	○	○	○	○
C O D (mg/L)	○	○	○	○	—	○	○	○	○
S S (mg/L)	○	○	○	○	—	○	○	○	○
T - N (mg/L)	○	○	○	—	—	○	○	○	○
T - P (mg/L)	○	○	○	—	—	○	○	○	○
大腸菌数(CFU/100mL)	—	—	—	○	○	—	—	—	—

○印：検査項目

採水場所住所

清水池：高槻市津之江北町 地内

塚原地区雨水貯留施設：高槻市塚原六丁目 地内

阿武山親水施設：高槻市奈佐原二丁目 11-50

小寺池：高槻市西五百住町 1-1

津之江水路ポンプ設備：高槻市津之江町三丁目 地内

分析項目

検査項目表のとおり

分析時期

清水池：2回/年(7月と1月)

塚原地区雨水貯留施設：2回/年(7月と1月)

阿武山親水施設：2回/年(7月と1月)

小寺池：2回/年(7月と1月)

津之江水路ポンプ設備：2回/年(7月と1月)

検体数

P H : 16 検体 D O : 14 検体 B O D : 16 検体 C O D : 16 検体

S S : 16 検体 T - N : 14 検体 T - P : 14 検体 大腸菌群数 : 4 検体

【別紙7】電気精密点検業務

1. 電気精密点検（法定点検業務）の水準

- (1) 受注者は、法定点検に必要な関係法令、その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って法定点検業務を実施すること。
- (2) 有資格者を必要とする点検は、有資格者を配置して行わなければならない。
- (3) 受注者が行う法定点検は、受注者の責任において実施するものとし、事前に書面による受注者の承認を受けた場合には、専門業者に再委託することができるものとする。

実施対象

日野川雨水ポンプ場

新川雨水ポンプ場

津之江雨水ポンプ場

玉子排水機場

大冠排水機場

今戸排水機場

第二今戸排水機

前島排水機場

第二前島排水機場

2. 点検内容

(1) 日野川雨水ポンプ場

- ・接地抵抗測定記録・絶縁抵抗測定記録・電力ケーブル点検記録・計器用変成器点検記録・断路器点検記録・真空遮断器点検記録・開閉器点検記録・変圧器点検記録・一般機器点検記録・キュービクル点検記録・保護継電器試験記録

(2) 新川雨水ポンプ場

- ・接地抵抗測定記録・絶縁抵抗測定記録・電力ケーブル点検記録・計器用変成器点検記録・断路器点検記録・真空遮断器点検記録・開閉器点検記録・変圧器点検記録・リクトル点検記録・コンデンサ点検記録・避雷器点検記録・一般機器点検記録・キュービクル点検記録・保護継電器試験記録

(3) 津之江雨水ポンプ場

- ・接地抵抗測定記録・絶縁抵抗測定記録・電力ケーブル点検記録・計器用変成器点検記録・断路器点検記録・真空遮断器点検記録・開閉器点検記録・変圧器点検記録・リクトル点検記録・コンデンサ点検記録・避雷器点検記録・一般機器点検記録・キュービクル点検記録・保護継電器試験記録

(4) 玉子排水機場

- ・接地抵抗測定記録・絶縁抵抗測定記録・電力ケーブル点検記録・計器用変成器点検記録・断路器点検記録・ガス遮断器点検記録・真空遮断器点検記録・開閉器点検記録・変圧器点検記録・リクトル点検記録・コンデンサ点検記録・避雷器点検記録・一般機器点検記録・キュービクル点検記録・保護継電器試験記録

(5) 大冠排水機場

- ・接地抵抗測定記録・絶縁抵抗測定記録・電力ケーブル点検記録・計器用変成器点検記録・断路器点検記録・真空遮断器点検記録・開閉器点検記録・変圧器点検記録・リクトル点検記録・コンデンサ点検記録・避雷器点検記録・一般機器点検記録・キュービクル点検記録・保護継電器試験記録

(6) 今戸排水機場

- ・接地抵抗測定記録・絶縁抵抗測定記録・電力ケーブル点検記録・計器用変成器点検記録・断路器点検記録・磁気遮断器点検記録・開閉器点検記録・変圧器点検記録・コンデンサ点検記録・避雷器点検記録・一般機器点検記録・キュービクル点検記録・保護継電器試験記録

(7) 第二今戸排水機場

- ・接地抵抗測定記録・絶縁抵抗測定記録・電力ケーブル点検記録・計器用変成器点検器録・断路器点検記録・真空遮断器点検記録・開閉器点検記録・変圧器点検記録・コンデンサ点検記録・避雷器点検記録・一般機器点検記録・キュービクル点検記録・保護継電器試験記録

(8) 前島排水機場

- ・接地抵抗測定記録・絶縁抵抗測定記録・電力ケーブル点検記録・計器用変成器点検記録・断路器点検記録・真空遮断器点検記録・開閉器点検記録・変圧器点検記録・リクトル点検記録・コンデンサ点検記録・避雷器点検記録・一般機器点検記録・キュービクル点検記録・保護継電器試験記録

(9) 第二前島排水機場

- ・接地抵抗測定記録・絶縁抵抗測定記録・電力ケーブル点検記録・計器用変成器点検記録・断路器点検記録・真空遮断器点検記録・開閉器点検記録・変圧器点検記録・リクトル点検記録・コンデンサ点検記録・避雷器点検記録・一般機器点検記録・キュービクル点検記録・保護継電器試験記録

3. 電気精密点検（法定点検）の報告

法定点検実施後は点検結果報告書を提出しなければならない。

なお、監督官庁等に点検結果報告書の提出が必要なものについては、受注者の費用負担により提出しなければならない。

4. 電気保安管理業務の水準

- (1) 受注者は、電気事業法第43条第1項の規定に基づき、常駐する従業員の中から電気主任技術者3名を選任し、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する職務に当たらなければならない。
- (2) 前項(1)の規定にかかわらず、事前に書面による発注者の承認を受けた場合には、電気事業法施行規則第52条第2項の規定に基づき、同第52条の2第2項の要件を満たす者に再委託できないものとする。
- (3) 電気事業法上の法的位置づけは、発注者が「設置者」、受注者が「みなし設置者」とする。受注者は「みなし設置者」として電気事業法に基づく手続を行い、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に当たるものとする。
- なお、手続に必要な費用については、受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、自家用電気工作物の維持・管理の主体であり、自家用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持するため、電気事業法第39条第1項の義務を果たさなければならない。
- (5) 電気主任技術者として選任された者は、当該自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。
- (6) 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に当たり、電気主任技術者の意見を尊重するものとする。
- (7) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者がその保安のためにする指示に従うものとする。
- (8) 点検結果の報告
- 点検実施後は点検結果報告書を提出しなければならない。

5. 電気保安管理業務の詳細

受注者は、電気事業法第43条第1項の規定に基づき、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する職務に当たること。また、自家用電気工作物の保全確保を目的とし、自家用電気工作物を経済産業省令で定める電気設備技術基準に適合するように保持して事故を未然に防止するため、高圧受電設備並びに低圧電灯及び動力設備の停電試験及び点検を行うこと。

(1) 電気主任技術者の変更等必要な手続

電気主任技術者の変更等必要な手続は、速やかに受注者の責任において行うこと。

(2) 業務内容

対象施設（単線結線図及び設備容量等は 参考資料7に示す。）

- ・新川雨水ポンプ場（自家発電設備含む）
- ・日野川雨水ポンプ場（自家発電設備含む）
- ・津之江雨水ポンプ場（自家発電設備含む）
- ・玉子排水機場（自家発電設備含む）

- ・大冠排水機場（自家発電設備含む）
- ・今戸排水機場
- ・第二今戸排水機
- ・前島排水機場（自家発電設備含む）
- ・第二前島排水機場（自家発電設備含む）
- ・日野川取口（自家発電設備含む）
- ・西大樋取口（自家発電設備含む）
- ・西真上雨水ポンプ場（自家発電設備含む）

（3）保安業務

- ・月次点検 主として運転中の施設の点検及び試験 毎月 1回
- ・年次点検 主として施設の運転を停止して行う停電試験及び点検 年に 1回
- ・臨時点検 異常が発生した場合の原因探求 必要の都度
- ・電気事故発生時における応急措置及び事故原因の探求並びに再発防止の協力及び助言をし、その他必要に応じて精密検査を行うこと。
- ・各種検査等の要請の際に立ち会うこと。
- ・点検及び試験等の報告書の提出

（4）点検場所

低圧電灯動力設備の点検及び測定試験

- ・設置された電灯及び動力設備の全てを点検・測定すること。
- ・設置されたプラント動力設備の全てを点検・測定すること。
- ・絶縁測定器は、測定項目に応じ適正な電圧を使用する。また、計測ができないと判断される場合は協議のうえ、これを除く。

（5）その他

- ・年次点検の実施に当たっては、事前に実施計画書し、発注者の許可を得ること。
- ・年次点検の実施は原則晴天時に行うこと。晴天時以外の点検が必要な場合、別途発注者と協議の上、点検を実施すること。
- ・本業務に関する書類については、電気事業法に基づき適切に保管すること。

【別紙8】地下タンク定期点検・漏洩検査

各施設にある地下タンクの機能を適正に維持するために実施する保守点検業務を定めるものである。

1. 概要

設置されている地下式重油貯留タンクの定期点検及び漏洩検査を、消防法第14条の3の2及びその関係法令に基づき実施するものである。

(1) 対象機器

玉子排水機場 地下重油タンク 7400L 1基

タンク・注入管・吸引管・通気管

(2) 第二前島排水機場 地下重油タンク 7000L 1基

タンク・注入管・吸引管・通気管・戻り管

(3) 新川雨水ポンプ場 地下重油タンク 1950L 1基

タンク・注入管・吸引管・通気管・戻り管

(4) 西真上雨水ポンプ場 地下軽油タンク 1500L 1基

タンク・注入管・吸引管・通気管・戻り管

※休止中のため、漏洩検査不要

2. 業務内容（点検方法）

(1) 玉子排水機場 微加圧法・液相部 磁歪式液面変位計計測法・目視等

(2) 第二前島排水機場 微加圧法・液相部 振動加速度変換器計測法・目視等

(3) 新川雨水ポンプ場 加圧法・目視等

(4) 西真上雨水ポンプ場 目視等

3. 履行確認及び報告

業務履行確認の上、点検記録に確認印を受け点検記録を提出するものとする。

4. 関連法規の遵守

業務遂行の際は、関連する法律等関連法規を遵守すること。

5. その他

(1) 業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するよう努めること。

(2) 業務で発生した廃棄物は適正に処分すること。

【別紙9】消防設備保守点検業務

各施設にある消防設備の機能を適正に維持するために実施する保守点検業務を定めるものである。

1. 概要（消防設備保守点検業務）

消防用設備の点検は、消防法第17条の3の3、及び消防法施行規則第31条の6の規定に基づき、「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検表の様式（昭和50年消防庁告示第十四号）」及び「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）」に定めるところにより適正に行い、必要に応じて保守、修理及びその他の措置を講じるものとする。

機能点検 1回／6箇月

総合点検 1回／1年

なお、消防法施行規則の一部改正（平成21年総務省令第93号）に伴う事項については、関係告示の定めるところによること。

対象機器

- (1) 玉子排水機場 消火器具 1式
- (2) 今戸排水機場 消火器具 1式
- (3) 第二今戸排水機場 消火器具 1式
- (4) 前島排水機場 消火器具 1式
- (5) 第二前島排水機場 消火器具・自動火災報知設備工事 1式
　　誘導灯設備及び誘導標識 1式
- (6) 大冠排水機場 消火器具 1式
- (7) 津之江排水機場 消火器具 1式
- (8) 日野川雨水ポンプ場 消火器具 1式
- (9) 新川雨水ポンプ場 消火器具・誘導灯設備 1式
- (10) 津之江雨水ポンプ場 消火器具・誘導灯設備 1式
- (11) 西真上雨水ポンプ場 消火器具 1式
- (12) 日野川取口 消火器具 1式
- (13) 津之江取口 消火器具 1式
- (14) 西大樋取口 消火器具 1式
- (15) 柳川取口 消火器具 1式
- (16) 原管理棟 消火器具 1式

2. 業務内容

- (1) 機能点検 1回／6箇月
- (2) 総合点検 1回／1年
- (3) その他：本仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上必要と認められる軽微なものについては、業務の範囲内で実施するものとする。
- (4) 事前に書面による発注者の承認を受けた場合には、要件を満たす者に再委託できるものとする

3. 履行確認及び報告

業務履行確認の上、点検記録に確認印を受け点検記録を提出するものとする。

4. 関連法規の遵守

業務遂行の際は、関する法律等関連法規を遵守すること。

5. その他

- (1) 業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するよう努めること。
- (2) 業務で発生した廃棄物は適正に処分すること。

【別紙10】二種圧力容器点検業務

各施設にある第二種圧力容器の機能を適正に維持するために実施する保守点検業務を定めるものである。

1. 概要（第二種圧力容器点検）

ボイラー及び圧力容器安全規則第88条規定に基づき、定期的自主検査を行うこと。

対象機器

- (1) 玉子排水機場 5基 300L × 4 100L
- (2) 前島排水機場 1基 150L × 3 100L
- (3) 第二前島排水機 4基 各150L
- (4) 大冠排水機場 4基 各150L
- (5) №.2東部排水路取口 1基 230L
- (6) 日野川雨水ポンプ場 4基 各150L
- (7) 津之江雨水ポンプ場 3基 各150L

2. 業務内容

- (1) 総合点検 1回／1年を行なうものとする。
- (2) その他：本仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上必要と認められる軽微なものについては、業務の範囲内で実施するものとする。

3. 履行確認及び報告

業務履行確認の上、点検記録に確認印を受け点検記録を提出するものとする。

4. 関連法規の遵守

業務遂行の際は、関する法律等関連法規を遵守すること。

5. その他

- (1) 業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するよう努めること。
- (2) 業務で発生した廃棄物は適正に処分すること。

【別紙11】設備交換業務（塚原雨水貯留施設）

塚原雨水貯留施設にある紫外線殺菌装置の機能を適正に維持するために実施する設備交換業務を定めるものである。

1. 概要（塚原雨水貯留施設設備）

紫外線殺菌装置のランプ交換を行うこと。

対象機器

（1）紫色部殺菌ランプ 型式 IVE-60 4本

2. 業務内容

（1）履行期間内に殺菌ランプ交換を1回行なうものとする。

時期は発注者と協議すること。

（2）その他：本仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上必要と認められる軽微なものについては、業務の範囲内で実施するものとする。

3. 履行確認及び報告

業務履行確認の上、記録に確認印を受け記録を提出するものとする。

4. 関連法規の遵守

業務遂行の際は、関連する法律等関連法規を遵守すること。

5. その他

（1）業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するよう努めること。

（2）業務で発生した廃棄物は適正に処分すること。

（3）この業務に係る経費（材料購入、処分など）はすべて受注者の負担とする。なお、施工時期については発注者と協議の上、実施し、施工後は報告書を提出しなければならない。関係官庁への報告が必要な場合について、その写し又は本証を提出すること。指定する型式等が製造中止等で入手困難な場合、発注者と協議のうえ同等品以上のものを使用すること。なお、購入時期については基本的に施工時期の直近とし、事前購入し長期間の放置等による劣化等がないこととする。

【別紙12】設備交換業務（マンホールポンプ設備）

マンホールポンプ設備の機能を適正に維持するために液面スイッチの交換業務を定めるものである。

1. 概要（マンホールポンプ設備）

マンホールポンプ設備のうち、機能しなくなった液面スイッチの交換を行うこと。

対象機器

（1）液面スイッチ 型式LC-12 75個（15個／年の更新）

2. 業務内容

（1）履行期間内に必要な機能を有しなくなった液面スイッチの交換を行なうものとする。

交換時期は発注者と協議すること。

（2）その他：本仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上必要と認められる軽微なものについては、業務の範囲内で実施するものとする。

3. 履行確認及び報告

業務履行確認の上、記録に確認印を受け記録を提出するものとする。

4. 関連法規の遵守

業務遂行の際は、関連する法律等関連法規を遵守すること。

5. その他

（1）業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するよう努めること。

（2）業務で発生した廃棄物は適正に処分すること。

（3）この業務に係る経費（材料購入、処分など）はすべて受注者の負担とする。指定する型式等が製造中止等で入手困難な場合、発注者と協議のうえ同等品以上のものを使用すること。なお、購入時期については基本的に施工時期の直近とし、事前購入し長期間の放置等による劣化等がないこととする。

【別紙13】設備交換業務（オイル及びグリース等）

各施設設備の機能を適正に維持するために、オイルとグリスの交換を定期的に実施する業務を定めるものである。

1. 概要

オイルとグリスの交換を行うこと。

対象機器：資料1、資料2に示す。

2. 業務内容

(1) 履行期間内に交換を行なうものとする。

(2) その他：本仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上必要と認められる軽微なものについては、業務の範囲内で実施するものとする。

3. 履行確認及び報告

業務履行確認の上、記録に確認印を受け記録を提出するものとする。

4. 関連法規の遵守

業務遂行の際は、関連する法律等関連法規を遵守すること。

5. その他

(1) 業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するよう努めること。

(2) 業務で発生した廃棄物は適正に処分すること。

(3) この業務に係る経費（材料購入、処分など）はすべて受注者の負担とする。指定する型式等が製造中止等で入手困難な場合、発注者と協議のうえ同等品以上のものを使用すること。なお、購入時期については基本的に施工時期の直近とし、事前購入し長期間の放置等による劣化等がないこととする。

【別紙14】設備交換業務（消火器）

各施設設備の消火器の機能を適正に維持するために、交換を実施する業務を定めるものである。

1. 概要

消火器（消火器選定は原則蓄圧式とする。）の交換を行うこと。

対象機器：資料3に示す。

2. 業務内容

- (1) 履行期間内に交換を行なうものとする。
- (2) その他：本仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上必要と認められる軽微なものについては、業務の範囲内で実施するものとする。

3. 履行確認及び報告

業務履行確認の上、記録に確認印を受け記録を提出するものとする。

4. 関連法規の遵守

業務遂行の際は、関連する法律等関連法規を遵守すること。

5. その他

- (1) 業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するよう努めること。
- (2) 業務で発生した廃棄物は適正に処分すること。
- (3) この業務に係る経費（材料購入、処分など）はすべて受注者の負担とする。指定する型式等が製造中止等で入手困難な場合、発注者と協議のうえ同等品以上のものを使用すること。なお、購入時期については基本的に施工時期の直近とし、事前購入し長期間の放置等による劣化等がないこととする。

【別紙15】設備交換業務（UPS・蓄電池）

各施設設備の UPS と蓄電池の機能を適正に維持するために、定期的に交換を実施する業務を定めるものである。

1. 概要

UPS と蓄電池の交換を行うこと。

対象機器：資料4 に示す。

2. 業務内容

- (1) 履行期間内に交換を行なうものとする。
- (2) その他：本仕様書に明記されていない事項であっても、業務遂行上必要と認められる軽微なものについては、業務の範囲内で実施するものとする。

3. 履行確認及び報告

業務履行確認の上、記録に確認印を受け記録を提出するものとする。

4. 関連法規の遵守

業務遂行の際は、関連する法律等関連法規を遵守すること。

5. その他

- (1) 業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するよう努めること。
- (2) 業務で発生した廃棄物は適正に処分すること。
- (3) この業務に係る経費（材料購入、処分など）はすべて受注者の負担とする。指定する型式等が製造中止等で入手困難な場合、発注者と協議のうえ同等品以上のものを使用すること。なお、購入時期については基本的に施工時期の直近とし、事前購入し長期間の放置等による劣化等がないこととする。

【別紙16】

業務事務所使用規定

玉子排水機場、大冠排水機場、津之江排水機場、前島排水機場、第二前島排水機場、今戸排水機場、日野川雨水ポンプ場、新川雨水ポンプ場、津之江雨水ポンプ場、日野川取口、津之江取口、柳川取口、西大樋取口、及び原地区管理棟にある、業務事務所について、次のとおり定める。

- (1) 業務事務所は、受注者に貸与するものであり、個人に貸与するものではない。
- (2) 貸与期間は、排水機場等維持管理業務委託の契約期間内とする。
- (3) 発注者は、受注者に対し管理手当等は支給しない。又、業務事務所の使用料は無料とする。
- (4) 貸与期間内は、下記の各事項を遵守履行しなければならない。
 - ①排水機場等の建物、機械設備等の盗難及び破損、侵入者の防止に努めること。
 - ②発注者から連絡を受けられる状態にしておくこと。
- (5) 受注者は、業務事務所を該当業務または待機所以外の目的に使用してはならない。
- (6) 業務事務所内において使用する水道、電気、ガス料金等（電話は除く）はすべて受注者が負担するものとする。
- (7) 発注者は、業務又は受注者の管理状態監督のためいつでも業務事務所内に立ち入ることができる。また、受注者はこれを拒んではならない。
- (8) 受注者は、業務事務所の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸してはならない。また、発注者の許可なく関係者以外を入室させてはならない。
- (9) 受注者は、業務事務所を発注者の許可なく増改築してはならない。また、故意又は過失により損害を与えたときは、受注者の負担において現状に回復しなければならない。
- (10) 受注者は、業務事務所を明け渡し、返還する際立退料、補償費その他費用があってもこれを発注者に要求しないものとする。
- (11) 受注者は、業務事務所を借り受ける場合は発注者の指定する書類を提出すること。

【別紙 17】

管理棟使用規定

玉子排水機場、津之江排水機場、日野川雨水ポンプ場及び津之江雨水ポンプ場にある、管理棟について、次のとおり定める。

- (1) 管理棟は、受注者に貸与するものであり、入居者個人に貸与するものではない。
- (2) 入居期間は、排水機場等維持管理業務委託の契約期間内とする。
- (3) 発注者は、受注者に対し管理人手当等は支給しない。又、管理棟の使用料は無料とする。
- (4) 管理棟入居期間内は、下記の各事項を遵守履行しなければならない。
 - ①排水機場等の建物、機械設備等の盗難及び破損、侵入者の防止に努めること。
 - ②発注者から連絡を受けられる状態にしておくこと。
- (5) 受注者は、管理棟を居住用、または待機用以外の目的に使用してはならない。
- (6) 管理棟内において使用する水道、電気、ガス、電話料金等はすべて受注者が負担するものとする。
- (7) 発注者は、業務又は受注者の管理状態監督のためいつでも管理棟内に立ち入ることができる。また、受注者はこれを拒んではならない。
- (8) 受注者は、管理棟の全部又は一部を第三者に譲渡又は転貸してはならない。また、居住用とする場合、発注者の許可なく家族の者以外を同居させてはならない。
- (9) 受注者は、管理棟を発注者の許可なく増改築してはならない。また、故意又は過失により損害を与えたときは、受注者の負担において現状に回復しなければならない。
- (10) 受注者は、管理棟を明け渡し、返還する際立退料、補償費その他費用があってもこれを発注者に要求しないものとする。
- (11) 受注者は、管理棟を借り受ける場合は発注者の指定する書類を提出すること。

【別紙18】責任分担

事 項	内 容	負 担 者	
		発注者	受注者
法令・制度の改正	事業運営に影響のある法令・制度の改正		協議事項
税制の改正	消費税の税率の変更	○	—
周辺地域・住民、 利用者への対応	業務に係る地域住民等からの苦情対応及び地域 との協調	—	○
	地域からの苦情、要望等に関するもの	○	—
安全性の確保	業務に係る施設の運営・維持管理に係る安全性 の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）	—	○
第三者への賠償	業務に係る第三者に損害を与えた場合	—	○
	施設自体の瑕疵により第三者に損害を与えた場 合	○	—
事故・災害	受注者の責めによる事故の発生	—	○
	上記以外（不可効力）による事故の発生	○	○
引渡し	施設の引渡しに係る原状回復費用	—	○
事業の中止・延期	市の責任による遅延・中止	○	—
天災等による 事業中止	大規模な災害等による事業の中止	○	—
契約不履行	施設・設備の劣化等瑕疵による事故	○	△
	受注者が作成する業務履行計画書等の不備、施 設・設備との不適合によるもの	△	○
	業務遂行上の不備（運転、保全、点検、管理、記 録、連絡調整の不備）によるもの	△	○
	発注者、受注者の責によらない事故によるもの	○	△
財務	発注者側の債務不履行（支払遅延、不払等）	○	—
	受注者側の債務不履行（倒産等）	—	○
物価変動	契約期間中のインフレ・デフレ	△	△
環境問題	環境基準違反、環境汚染等による事業の制限	○	△
事業の中止	発注者側の責めによるもの	○	—

事業の中止	受注者側の責めによるもの	—	○
計画変更	事業内容の変更	○	—
費用増加	施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことに係る費用	○	—

注意

○、○の場合	契約業務内の部分の責任は受注者が負い、それ以外の部分は発注者が負う。
○、△の場合	原則として○の責任負担者が責任を負うが、過失などの帰責事由がある場合には、△の側も責任を負う。
△、○の場合	原則として○の責任負担者が責任を負うが、過失などの帰責事由がある場合には、△の側も責任を負う。
△、△の場合	一定の基準又は協議により責任を両者で分担する。
○、－の場合	○の責任負担者が全ての責任を負う。
－、○の場合	○の責任負担者が全ての責任を負う。

【別紙19】費用分担

		負担区分	
分類	項目	発注者	受注者
光熱水費 (業務事務所)	電気、水道、ガス	○	—
光熱水費 (管理棟)	電気、水道、ガス、電話	○	—
通信費	テレメータ	○	—
通信費 (業務事務所)	受注者が引き込む電話、ファックス等の通信費	—	○
通信費 (管理棟)	受注者が引き込む電話、ファックス等の通信費	—	○
設備交換業務	設計書に計上しているもの	—	○
	上記以外のもの	○	—
潤滑油類	設計書に計上している補充及び交換用オイル、グリース等	—	○
	発注者の発注に伴うもの	○	—
燃料類	A重油、軽油、プロパンガス	○	—
	軽作業用機器混合油類(草刈機、洗浄機器等)	—	○
塗装費	補修用塗料	—	○
報告記録用紙類	日報・帳票用紙、インクリボン、チャート紙、CD、キングファイル等	—	○
什器、備品類	業務用連絡用自動車(燃料等含む)、自転車、電話機、事務用机類など受注者が専ら使用する備品及び業務履行に必要な消耗品等	—	○
	点検整備及び小修理に用いる工具類及び測定器具類(注1)	—	○
安全管理器具類	ヘルメット、安全帯、硫化水素測定器、酸素濃度計、防塵マスク、防塵メガネ、安全ロープ、フルハーネス、安全標識、温度計、振動計、人孔内作業用排気ファンとダクト、その他	—	○

消耗品類	(整備用品) 掫除用具、ワックス用具、ワックス、ウエス洗浄油類	—	○
消耗品類	(電気関係) ヒューズ、蛍光灯・水銀灯ランプ類、リレー・リミットスイッチ、配線器具類、工業計器用消耗品等（注2）	○	—
	(機械関係) Vベルト、ベアリング、部分補修用小配管材料、バルブ類等（注2）	○	—
	(水質・試験関係) 採水に伴う物	—	○
	(その他) パッキン、ボルト、ナット、防錆潤滑剤、コーティング材（注2）	○	—
	(消防関係) 誘導灯・非常灯バッテリ、火災感知器、消火器・消火栓ホース	○	—
	受注者の発注するものに伴うもの	—	○
	その他日用品、空調用フィルタ、事務用品等	—	○
除草業務費	除草に必要な機器、それに伴う交通誘導及び燃料等	—	○
その他	簡易な故障修理	—	○
	一般廃棄物（しき等）の運搬及び処分	—	○
	建物（事務室、廊下等）の清掃、除草、屋外清掃等の作業	—	○
	施設内の定期的清掃	—	○

注1：現有工具等の貸出は、可

○の費用負担者が全ての費用を負う

注2：業者修繕が必要な場合、別途報告のこと

【別紙20】

災害時における維持管理委託施設の応急対策等に関する協定（案）

高槻市（以下「甲」という。）と _____ 株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）時において、令和 年 月 日付け、甲と乙で締結された「排水機場等維持管理業務委託」（以下「排水機場等維持管理業務委託」という。）にて維持管理を委託する施設の応急対策の実施に関し、「排水機場等維持管理業務委託」業務委託契約書第39条に基づき、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害時において、市民の生命と財産を守り、安全かつ安心な生活を保護するため、施設の被害状況の早期把握に努め、甲と乙が相互に協力して応急対策及び、被害の拡大防止と早期復旧（以下「災害対応業務」という。）を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

（対象施設）

第2条 本協定の対象施設は、甲が乙に「排水機場等維持管理業務委託」にて維持管理を委託する施設（以下「施設」という。）とする。

（内容）

第3条 乙が実施する災害対応業務の内容については、次の各号のとおりとする。

- (1) 施設の被害状況調査
- (2) 施設の機能確保のための軽微な応急復旧作業、及び第三者への被害防止対策
- (3) 詳細調査、及び復旧作業に必要となる業者の手配依頼
- (4) その他甲が必要と認める災害対応業務

（実施）

第4条 乙は、災害時において、速やかに必要な人員及び機材を確保し、災害対応業務実施のための体制を整えるものとする。

2 災害対応業務の実施状況は、電話又は口頭等により、速やかに甲に報告するものとする。

（要請）

第5条 乙は、甲の要請がなくとも第3条第1号の被害状況調査を行う。

2 甲が指示する場合、原則として乙に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭等により要請することができる。

3 被害状況調査、及び電話又は口頭等による要請は、事後に要請にかかる文書を提出するものとする。

(完了報告)

第6条 乙は、災害対応業務が完了したときは、速やかに甲に文書により次の各号の事項について報告するものとする。

- (1) 被害状況調査の場合、調査内容がわかるもの、日時、場所、調査員等
- (2) 応急復旧作業の場合、作業内容がわかるもの、日時、場所、作業員及び使用資機材等
- (3) その他甲が必要と認める資料等

(費用)

第7条 乙は本協定に基づく災害対応業務に要する費用を、完了報告後、速やかに請求しなければならない。

2 甲は、完了報告の内容を精査した上で、業務にかかる費用を負担するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲、及び乙は、この協定に関する連絡責任者を互いに書面にて報告するものとし、変更が生じたときは、直ちに変更後の連絡責任者を報告しなければならない。

(効力の発生及び消滅)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、期間は、「排水機場等維持管理業務委託」の契約期間内とする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は、疑義が生じた時は、その都度甲、乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

高槻市桃園町2番1号

(甲) 高槻市

高槻市長

濱田剛史

(乙)

【別紙21】

高槻市が運用する業務上必要な情報を利用する規約（監視システム）

「高槻市が運用する業務上必要な情報を利用する規約（監視システム）」（以下「本規約」といいます。）は、高槻市（以下「発注者」といいます。）が運用する高槻市雨量・水位監視システム（以下「監視システム」といいます。）の提供条件等を定めるものです。監視システムは、本規約のほか、発注者が定めるものに従って提供されます。本規約等が異なる場合は、本規約において別段の定めがない限り、本規約の規定が優先的に適用されるものとします。監視システムのご利用にあたっては、本規約を承諾の上、ご利用ください。

第1条（監視システムについて）

監視システムの利用は、排水機場等維持管理業務委託を支援するためのもので、インターネットを活用したシステムです。ただし、監視システムは高槻市の府内で運用しているシステムを活用しているため一般公開はしておりません。よって、監視システムの利用については、高槻市が発注する排水機場等維持管理業務委託の受注者（以下「受注者」という。）のみに許可するものとし、その利用は契約期間のみとします。監視システムの利用は、受注者が台風やゲリラ豪雨等に対して迅速な浸水対策等を行うための支援を行い、市民の安全安心を守ることを目的としたシステムのため、守秘義務を設けております。

第2条（利用）

1. 監視システムを利用するためには、高槻市雨量・水位監視システムへのログインが必要です。なお、発注者が提供するIDとパスワードにより、ログインできます。
2. 他者ID・パスワードを用いることにより、ログインして、監視システムを利用してはなりません。
3. ID・パスワードを受注者、情報セキュリティ管理者及び利用資格者の責任で厳重に管理してください。操作に必要なパスワード等を他に漏らしてはいけません。
4. 監視システムは、情報セキュリティ管理者と利用資格者が使用するものとします。利用資格者とは、受注者が指定する限られた者とし、受注者は発注者に報告するものとします。

第3条（受注者の責任）

1. 監視システムを利用する受注者は、自己の責任と判断によりシステムを利用し、発注者に對していかなる責任も負担させないこととします。
2. 監視システムは無償で利用できます。ただし、監視システムを利用するためには必要な全ての費用（機器、ソフトウェア、通信料、インターネット接続料等）については受注者の負担において準備するものとします。監視システムを利用するための機器についてはウイルス対策ソフトを最新の状態で常駐するものとします。USB等の外部媒体については、監

視システムを利用するための機器に接続する場合は、最新の状態のウィルス対策ソフトでウィルス等がないことを事前に確認するものとします。

3. 監視システムを利用するためには必要な全ての手続きを受注者の責任と判断において行うこととします。

4. 受注者は、情報セキュリティ管理者を定め、適正な運用、管理及び効率的な利用を確保しなくてはならない。受注者の要請に応じて報告を行わなくてはならない。

情報セキュリティ管理者は、適切な状態と異なる状態となった際には、速やかに発注者に報告しなければなりません。

第4条（守秘義務等）

1. 受注者、情報セキュリティ管理者及び利用資格者は、監視システムによって知り得た一切のシステムおよびデータ（文章、画像、動画等の一切を含みます。）を、第三者に開示または漏えいしてはならず、本業務以外のいかなる目的にも使用してはならないものとします。

2. 前項に定めた受注者、情報セキュリティ管理者及び利用資格者の義務は、発注者との契約の完了後または第9条所定の受注者の抹消・失効後においても消滅せず、継続するものとします。

第5条（禁止事項）

1. 受注者、情報セキュリティ管理者及び利用資格者は、監視システムの利用にあたり、以下のいずれかに該当する行為および該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、利用を停止することができるものとします。

- (1) 法令または公序良俗に反する行為
- (2) 発注者、その他の関係するもの、またはその他の第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、肖像権、法令上もしくは契約上の権利、その他一切の権利を侵害する行為
- (3) 発注者、他の関係するもの、またはその他の第三者に不利益を与える行為
- (4) 監視システムの運営を妨害する行為
- (5) 虚偽または事実に反するシステムを利用する行為
- (6) 虚偽のシステムまたは事実に反するシステムに基づく行為
- (7) 同一人物により重複してログインを行う行為、またはなりすましログインを行う行為
- (8) 不正を行う行為
- (9) 第4条に定める守秘義務に違反する行為
- (10) 反社会的勢力と何らかの関与を持つ行為
- (11) 前号以外の本規約等、または監視システムに関し適宜発注者が提示する注意事項等に反する行為

(12) その他、発注者が不適当と判断する行為

第6条（権利の帰属・権利譲渡等の禁止）

1. 発注者が、受注者に対して提供するシステムに関する著作権その他一切の権利は、発注者が保有するものであって、発注者は、受注者に対し、かかる権利についていかなる権利を付与・許諾するものではありません。受注者は、発注者の許可なく、利用してはならないものとします。
2. 発注者と事前の書面による同意なしに、本サービスを利用する権利または本サービスを通じて生じた権利または義務を譲渡し、承継させ、貸与し、または担保に供することはできないものとします。

第7条（免責）

1. 発注者は、監視システムに関連して、受注者に生じる一切の損害、不利益等について、何ら責任を負わないものとします。
2. 発注者は、利用資格者が監視システムを利用したことにより発生した利用資格者の損害及び利用資格者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。
3. 発注者の責任によらない機器及び回線等の障害等（ウィルス等による障害を含む）により発生した利用資格者の損害及び利用資格者が第三者に与えた損害について発注者は一切の責任を負いません。
4. 災害・事変等、発注者の責任にならない事由により監視システムの利用が遅延・不能となった場合、そのために生じた損害について発注者は一切の責任を負いません。

第8条（損害賠償）

受注者が、本規約等または監視システムに関して受注者に通知される注意事項等に反したことにより、発注者または第三者に損害を与えた場合、発注者は受注者に関する権利を無効にするとともに、受注者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第9条（監視システムの利用及び提供の停止）

1. 受注者が、第5条に定める禁止事項に該当する行為を行ったと発注者が判断した場合には、発注者は、受注者の事前の承諾なく、監視システムの利用及び提供を停止することができるものとします。
2. 受注者が発注者と契約関係がなくなった場合には、その時点で自動的に監視システムと、それに伴う利用する全てが失効します。

第10条（情報の取扱い）

受注者が発注者との委託契約が完了、解除、抹消または失効した場合であっても、発注者は、各種問い合わせの照会に利用することを目的として、受注者に係る情報を一定期間

保有します。

第11条（本規約の変更および監視システムの変更、停止等）

1. 発注者は、本規約を変更できるものとします。
2. 発注者は必要があると認めた場合、受注者への事前の通知を行うことなく、本規約の変更又は 新たな条項を追加できるものとします。
3. 本規約の変更又は新たな条項を追加した後に利用資格者が監視システムの利用を継続する場合、 利用資格者は変更又は追加した条項に同意したとみなされます。
4. 発注者は、発注者の判断により、受注者に対して事前に通知することなく、監視システムの全部または一部を変更、停止または終了することができるものとします。また、この場合において、受注者に損害が生じたとしても、発注者は何ら責任を負わないものとします。
5. 監視システムの保守や障害等のほか、業務上の都合により、事前に通知または周知することなく、本サービスの全部または一部を変更、追加、中断および廃止するがあります。

【別紙22】

高槻市が運用する業務上必要な情報を利用する規約（MP 監視システム）

「高槻市が運用する業務上必要な情報を利用する規約（MP 監視システム）」（以下「本規約」といいます。）は、高槻市（以下「発注者」といいます。）が運用する高槻市マンホールポンプ監視システム（以下「MP 監視システム」といいます。）の提供条件等を定めるものであります。MP 監視システムは、本規約のほか、発注者が定めるものに従って提供されます。本規約等が異なる場合は、本規約において別段の定めがない限り、本規約の規定が優先的に適用されるものとします。監視システムのご利用にあたっては、本規約を承諾の上、ご利用ください。

第1条（MP 監視システムについて）

MP 監視システムの利用は、排水機場等維持管理業務委託を支援するためのシステムです。MP 監視システムは高槻市の庁内で運用しているシステムを活用しているため一般公開はしておりません。よって、MP 監視システムの利用については、高槻市が発注する排水機場等維持管理業務委託の受注者（以下「受注者」という。）のみに許可するものとし、その利用は契約期間のみとします。MP 監視システムの利用は、受注者が下水道施設の不具合等に対して迅速な維持管理を行うための支援を行い、市民の安全安心を守ることを目的としたシステムのため、守秘義務を設けております。

第2条（利用）

MP 監視システムは、情報セキュリティ管理者と利用資格者が使用するものとします。利用資格者とは、受注者が指定する限られた者とし、受注者は発注者に報告するものとします。

第3条（受注者の責任）

1. MP 監視システムを利用する受注者は、自己の責任と判断によりシステムを利用し、発注者に対していかなる責任も負担させないこととします。
2. MP 監視システムは無償で利用できます。ただし、監視システムを利用するためにはサーバ用無停電電源装置等の一部費用については受注者の負担において準備するものとします。監視システムを利用するための機器についてはウィルス対策ソフトを最新の状態で常駐するものとします。USB 等の外部媒体については、監視システムを利用するための機器に接続する場合は、最新の状態のウィルス対策ソフトでウィルス等がないことを事前に確認するものとします。
3. 受注者は、情報セキュリティ管理者を定め、適正な運用、管理及び効率的な利用を確保しなくてはならない。

また、情報セキュリティ管理者は、適切な状態と異なる状態となった際には、速やかに発注者に報告しなければなりません。

第4条（守秘義務等）

1. 受注者、情報セキュリティ管理者及び利用資格者は、MP 監視システムによって知り得た一切のシステムおよびデータ（文章、画像、動画等の一切を含みます。）を、第三者に開示または漏えいしてはならず、本業務以外のいかなる目的にも使用してはならないものとします。
2. 前項に定めた受注者、情報セキュリティ管理者及び利用資格者の義務は、発注者との契約の完了後または第9条所定の受注者の抹消・失効後においても消滅せず、継続するものとします。

第5条（禁止事項）

1.受注者、情報セキュリティ管理者及び利用資格者は、監視システムの利用にあたり、以下のいずれかに該当する行為および該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、利用を停止することができるものとします。

- (1) 法令または公序良俗に反する行為
- (2) 発注者、その他の関係するもの、またはその他の第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、肖像権、法令上もしくは契約上の権利、その他一切の権利を侵害する行為
- (3) 発注者、他の関係するもの、またはその他の第三者に不利益を与える行為
- (4) MP 監視システムの運営を妨害する行為
- (5) 虚偽または事実に反するシステムを利用する行為
- (6) 虚偽のシステムまたは事実に反するシステムに基づく行為
- (7) 不正を行う行為
- (8) 第4条に定める守秘義務に違反する行為
- (9) 反社会的勢力と何らかの関与を持つ行為
- (10) 前号以外の本規約等、またはMP 監視システムに関し適宜発注者が提示する注意事項等に反する行為
- (11) その他、発注者が不適当と判断する行為

第6条（権利の帰属・権利譲渡等の禁止）

1. 発注者が、受注者に対して提供するシステムに関する著作権その他一切の権利は、発注者が保有するものであって、発注者は、受注者に対し、かかる権利についていかなる権利を付与・許諾するものではありません。受注者は、発注者の許可なく、利用してはならないものとします。

2. 発注者と事前の書面による同意なしに、本サービスを利用する権利または本サービスを通じて生じた権利または義務を譲渡し、承継させ、貸与し、または担保に供することはできないものとします。

第7条（免責）

1. 発注者は、MP 監視システムに関する事項に該当する行為を行ったと発注者が判断した場合には、発注者は、受注者の事前の承諾なく、MP 監視システムの利用及び提供を停止することができるものとします。
2. 発注者は、利用資格者が監視システムを利用したことにより発生した利用資格者の損害及び利用資格者が 第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。
3. 発注者の責任によらない機器及び回線等の障害等（ウィルス等による障害を含む）により発生した利用資格者の損害及び利用資格者が第三者に与えた損害について発注者は一切の責任を負いません。
4. 災害・事変等、発注者の責任にならない事由により監視システムの利用が遅延・不能となった場合、そのために生じた損害について発注者は一切の責任を負いません。

第8条（損害賠償）

受注者が、本規約等または MP 監視システムに関する事項に該当する行為を行ったと発注者が判断した場合には、発注者は、受注者の事前の承諾なく、MP 監視システムの利用及び提供を停止することができるものとします。

第9条（MP 監視システムの利用及び提供の停止）

1. 受注者が、第5条に定める禁止事項に該当する行為を行ったと発注者が判断した場合には、発注者は、受注者の事前の承諾なく、MP 監視システムの利用及び提供を停止することができるものとします。
2. 受注者が発注者と契約関係がなくなった場合には、その時点で自動的に MP 監視システムと、それに伴う利用する全てが失効します。

第10条（情報の取扱い）

受注者が発注者との委託契約が完了、解除、抹消または失効した場合であっても、発注者は、各種問い合わせの照会に利用することを目的として、受注者に係る情報を一定期間保有します。

第11条（本規約の変更および MP 監視システムの変更、停止等）

1. 発注者は、本規約を変更できるものとします。
2. 発注者は必要があると認めた場合、受注者への事前の通知を行うことなく、本規約の変更又は 新たな条項を追加できるものとします。
3. 本規約の変更又は新たな条項を追加した後に利用資格者が MP 監視システムの利用を継

続する場合、 利用資格者は変更又は追加した条項に同意したとみなされます。

4. 発注者は、発注者の判断により、受注者に対して事前に通知することなく、MP 監視システムの全部または一部を変更、停止または終了することができるものとします。また、この場合において、受注者に損害が生じたとしても、発注者は何ら責任を負わないものとします。

5. MP 監視システムの保守や障害等のほか、業務上の都合により、事前に通知または周知することなく、本サービスの全部または一部を変更、追加、中断および廃止することがあります。

【別紙23】

高槻市が運用する業務上必要な情報を利用する規約（台帳システム）

「高槻市が運用する業務上必要な情報を利用する規約（台帳システム）」（以下「本規約」といいます。）は、高槻市（以下「発注者」といいます。）が運用する施設管理台帳システム（以下「台帳システム」といいます。）の提供条件等を定めるものです。台帳システムは、本規約のほか、発注者が定めるものに従って提供されます。本規約等が異なる場合は、本規約において別段の定めがない限り、本規約の規定が優先的に適用されるものとします。台帳システムのご利用にあたっては、本規約を承諾の上、ご利用ください。

第1条（台帳システムについて）

台帳システムの利用は、施設管理を支援するためのもので、スタンドアローンのパソコンを活用したシステムです。ただし、台帳システムは高槻市の庁内で運用しているシステムを活用しているため一般公開はしておりません。よって、台帳システムの利用については、高槻市が発注する排水機場等維持管理業務委託の受注者（以下「受注者」という。）のみに許可するものとし、その利用は契約期間のみとします。台帳システムは、発注者が施設管理を迅速に行うために受注者が最新のメンテナンス情報を受注者が入力等を行い、発注者が台帳システムを活用しメンテナンス計画の充実を目的としたシステムのため、守秘義務を設けております。

第2条（利用）

1. 台帳システムを利用するためには、施設管理台帳システムのパソコンへログインが必要です。なお、発注者が提供するパスワードにより、ログインできます。
2. 他者のパスワードを用いることにより、ログインして、台帳システムを利用してはなりません。
3. パスワードを受注者、情報セキュリティ管理者及び利用資格者の責任で厳重に管理してください。操作に必要なパスワード等を他に漏らしてはいけません。
4. 台帳システムは、情報セキュリティ管理者と利用資格者が使用するものとします。利用資格者とは、受注者が指定する限られた者とし、受注者は発注者に報告するものとします。

第3条（受注者の責任）

1. 台帳システムを利用する受注者は、自己の責任と判断によりシステムを利用し、発注者に對していかなる責任も負担させないこととします。
2. 台帳システムは無償で利用できます。台帳システムを利用するためには必要な全ての機器（機器、ソフトウェア等）について発注者の負担において準備するものとします。
3. 発注者が受注者に貸与する台帳システムを利用するためには必要なあらゆる機器の管理（盗

難対策等)は、受注者が適切に行うものとします。発注者が貸与する機器については、破損等がないように十分な注意をもって取り扱うこととし、発注者が返却を指示したときは速やかに応じるものとします。台帳システムを利用するための機器にUSB等の外部媒体を接続する場合は、発注者が支給する専用の外部媒体を使用し、それ以外のものは使用してはいけません。

4.台帳システムと台帳システムに伴うこと全てについては、発注者に協力し指示に従うこととし、変更や改造等は発注者の承諾なしに行ってはいけません。

5.受注者は、情報セキュリティ管理者を定め、適正な運用、管理及び効率的な利用を確保し、発注者の要請に応じて報告を行うものとします。

6.情報セキュリティ管理者は、発注者が貸与する機器の管理台帳等を作成し、定期的に所在等の確認行為を行うとともに、発注者の要請に応じて報告を行うものとします。

7.情報セキュリティ管理者は、破損、紛失、ウィルス感染等、機器または付随する装置が適切な状態とは異なる状態となった際には、速やかに発注者に報告を行うものとします。

8.台帳システムの執務室等以外への持ち出しは、原則として行ってはならないものとします。業務上、やむを得ず持ち出す必要がある場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得るものとします。また、その記録を保存するものとします。

9.台帳システムを、利用が許可されていない者に使用させてはいけません。また、利用が許可されていない者が使用可能な状態にしてはなりません。

10.台帳システムを置く執務室等を不在にする場合等、盗難防止のために、端末を施錠可能な机やロッカーに保管する等、適切に管理を行うものとします。保管に要する机やロッカー等は受注者の負担とします。施錠の解除手段は発注者に報告するものとします。

11.台帳システムを物理的にネットワークに接続してはいけません。

12.発注者が不適切と認める行為を行ってはなりません。

13.ソフトウェアの取り扱いについて、有償無償、インストール行為の要不要に係らず、台帳システムに新たなソフトウェアを導入してなりません。

第4条(守秘義務等)

1.受注者、情報セキュリティ管理者及び利用資格者は、台帳システムによって知り得た一切のシステムおよびデータ(文章、画像、動画等の一切を含みます。)を、第三者に開示または漏えいしてはならず、本業務以外のいかなる目的にも使用してはならないものとします。

2.前項に定めた受注者、情報セキュリティ管理者及び利用資格者の義務は、発注者との契約の完了後または第9条所定の受注者の抹消・失効後においても消滅せず、継続するものとします。

第5条(禁止事項)

1.受注者、情報セキュリティ管理者及び利用資格者は、台帳システムの利用にあたり、以下

のいずれかに該当する行為および該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。次の各号のいずれかに該当することが判明した場合には、利用を停止することができるものとします。

- (1) 法令または公序良俗に反する行為
- (2) 発注者、その他の関係するもの、またはその他の第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、肖像権、法令上もしくは契約上の権利、その他一切の権利を侵害する行為
- (3) 発注者、他の関係するもの、またはその他の第三者に不利益を与える行為
- (4) 台帳システムの運営を妨害する行為
- (5) 虚偽または事実に反するシステムを利用する行為
- (6) 虚偽のシステムまたは事実に反するシステムに基づく行為
- (7) 同一人物により重複してログインを行う行為、またはなりすましログインを行う行為
- (8) 不正を行う行為
- (9) 第4条に定める守秘義務に違反する行為
- (10) 反社会的勢力と何らかの関与を持つ行為
- (11) 前号以外の本規約等、または台帳システムに関し適宜発注者が提示する注意事項等に反する行為
- (12) その他、発注者が不適当と判断する行為

第6条（権利の帰属・権利譲渡等の禁止）

1. 発注者が、受注者に対して提供するシステムに関する著作権その他一切の権利は、発注者が保有するものであって、発注者は、受注者に対し、かかる権利についていかなる権利を付与・許諾するものではありません。受注者は、発注者の許可なく、利用してはならないものとします。
2. 発注者と事前の書面による同意なしに、本サービスを利用する権利または本サービスを通じて生じた権利または義務を譲渡し、承継させ、貸与し、または担保に供することはできないものとします。

第7条（免責）

1. 発注者は、台帳システムに関連して、受注者に生じる一切の損害、不利益等について、何ら責任を負わぬものとします。
2. 発注者は、利用資格者が台帳システムを利用したことにより発生した利用資格者の損害及び利用資格者が第三者に与えた損害について一切の責任を負いません。
3. 発注者の責任によらない機器等の障害等（ウィルス等による障害を含む）により発生した利用資格者の損害及び利用資格者が第三者に与えた損害について発注者は一切の責任を負いません。
4. 災害・事変等、発注者の責任にならない事由により台帳システムの利用が遅延・不能と

なった場合、そのために生じた損害について発注者は一切の責任を負いません。

第8条（損害賠償）

受注者が、本規約等または台帳システムに関して受注者に通知される注意事項等に反したことにより、発注者または第三者に損害を与えた場合、発注者は受注者に関する権利を無効にするとともに、受注者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

第9条（台帳システムの利用及び提供の停止）

1. 受注者が、第5条に定める禁止事項に該当する行為を行ったと発注者が判断した場合には、発注者は、受注者の事前の承諾なく、台帳システムの利用及び提供を停止することができるものとします。
2. 受注者が発注者と契約関係がなくなった場合には、その時点で自動的に台帳システムと、それに伴う利用する全てが失効します。

第10条（情報の取扱い）

1. 受注者が発注者との委託契約が完了、解除、抹消または失効した場合であっても、発注者は、各種問い合わせの照会に利用することを目的として、受注者に係る情報を一定期間保有します。

第11条（本規約の変更および台帳システムの変更、停止等）

1. 発注者は、本規約を変更できるものとします。
2. 発注者は必要があると認めた場合、受注者への事前の通知を行うことなく、本規約の変更又は新たな条項を追加できるものとします。
3. 本規約の変更又は新たな条項を追加した後に利用資格者が台帳システムの利用を継続する場合、利用資格者は変更又は追加した条項に同意したとみなされます。
4. 発注者は、発注者の判断により、受注者に対して事前に通知することなく、台帳システムの全部または一部を変更、停止または終了することができるものとします。また、この場合において、受注者に損害が生じたとしても、発注者は何ら責任を負わないものとします。
5. 台帳システムの保守や障害等のほか、業務上の都合により、事前に通知または周知することなく、本サービスの全部または一部を変更、追加、中断および廃止することができます。

【別紙24】

参考図書

- 1) 高槻市下水道標準構造図
- 2) 高槻市下水道ストックマネジメント実施方針
- 3) 高槻市下水道ストックマネジメント計画
- 4) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- 5) 下水道管路施設ストックマネジメントの手引き（公益社団法人日本下水道協会）
- 6) ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)（国土交通省）
- 7) 下水道施設改築・修繕マニュアル(案)（社団法人日本下水道協会）
- 8) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（公益社団法人日本下水道協会）
- 9) 下水道施設維持管理積算要領－処理場・ポンプ場施設編－（公益社団法人日本下水道協会）
- 10) 下水道施設計画・設計指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）
- 11) 下水道維持管理指針（公益社団法人日本下水道協会）
- 12) 下水道施設の耐震対策指針と解説（公益社団法人日本下水道協会）
- 13) 下水道の地震対策マニュアル（公益社団法人日本下水道協会）
- 14) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案)(公益社団法人日本下水道協会)
- 15) 管更生の手引き(案)（社団法人日本下水道協会）
- 16) 下水道管きょ改築等の工法選定の手引き(案)（社団法人日本下水道協会）
- 17) 下水道管路施設腐食対策の手引き(案)（社団法人日本下水道協会）
- 18) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（公益社団法人日本下水道協会）
- 19) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル(案)（社団法人日本下水道協会）
- 20) 水理公式集（公益社団法人土木学会）
- 21) コンクリート標準示方書（公益社団法人土木学会）
- 22) 日本産業規格（JIS）
- 23) 日本下水道協会規格（JSWAS）
- 24) 道路橋示方書・同解説（公益社団法人日本道路協会）
- 25) 土木工学ハンドブック（社団法人土木学会）
- 26) 地盤工学ハンドブック（社団法人地盤工学会）
- 27) 都市局所管補助事業実務必携（公益財団法人都市計画協会）
- 28) 下水道事業の手引（国土交通省）
- 29) 水門鉄管技術基準（一般社団法人電力土木技術協会）
- 30) 港湾の施設の技術上の基準・同解説（公益社団法人日本港湾協会）
- 31) 道路構造令、同解説と運用（国土交通省、公益社団法人日本道路協会）
- 32) 下水道管路維持管理計画の策定に関する指針（JIS A 7501：2013）
- 33) 下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル(案)（社団法人日本下水道協会）
- 34) 下水道管路管理マニュアル（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）

- 35) 下水管路管理積算資料（公益社団法人日本下水管路管理業協会）
- 36) 下水管路改築・修繕事業技術資料（財団法人下水道新技術推進機構）
- 37) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（財団法人下水道新技術推進機構）
- 38) 管きょ更生工法(二層構造管)技術資料（財団法人下水道新技術推進機構）
- 39) マンホールの改築及び修繕に関する設計・施工の手引き(案)（公益社団法人日本下水管路管理業協会）
- 40) 管きょの修繕に関する設計・施工の手引き(案)（公益社団法人日本下水管路管理業協会）
- 41) 取付け管の更生工法に関する設計・施工の手引き(案)（公益社団法人日本下水管路管理業協会）
- 42) 下水管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル(案)（一般社団法人管路診断コンサルタント協会）
- 43) 下水管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（一般社団法人管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））
- 44) マンホール蓋等の取替に関する設計の手引き(案)（公益社団法人日本下水管路管理業協会）
- 45) 事例ベースモデリング技術を用いた雨天時浸入水発生領域の絞り込みに関する技術マニュアル（財団法人下水道新技術推進機構）
- 46) 流出解析モデル利活用マニュアル（公益財団法人日本下水道新技術推進機構）
- 47) 下水道事業における費用効果分析マニュアル（国土交通省）
- 48) 効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想策定マニュアル(案)（社団法人日本下水道協会）
- 49) 分流式下水道における雨天時浸入水対策計画の検討マニュアル（財団法人下水道新技術推進機構）
- 50) 合流式下水道改善対策指針と解説（社団法人日本下水道協会）
- 51) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（一般財団法人下水道事業支援センター）
- 52) 農業水利施設の機能保全の手引き（食料・農業・農村政策審議会 農業農村整備部会 技術小委員会）
- 53) 農業水利施設の機能保全の手引き「ポンプ場」（ポンプ設備）（農林水産省農村振興局整備部設計課）
- 54) 農業水利施設の機能保全の手引き「除塵設備」（農林水産省農村振興局設計課）
- 55) 農業水利施設の長寿命化のための手引き（農林水産省農村振興局設計課）
- 56) 土地改良施設管理基準及び運用・解説「排水機場編」（農林水産省農村振興局水資源課）
- 57) 土地改良事業計画設計基準及び運用・解説、設計「ポンプ場」基準、基準の運用、基準及び運用の解説、技術書（農林水産省農村振興局）
- 58) 農業水利施設の長寿命化のための手引き（農林水産省農村振興局設計課）
- 59) 農業水利施設の機能保全の手引き「電気設備」（農林水産省農村振興局整備部設計課）
- 60) 農業水利施設の機能保全の手引き「頭首工（ゲート設備）」（食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会 技術小委員会）

- 61)河川用ゲート設備 点検・整備・更新マニュアル（案）（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課水管理・国土保全局河川環境課）
- 62)河川ポンプ設備 点検・整備・更新マニュアル（案）（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課水管理・国土保全局河川環境課）
- 63)堤防及び護岸点検結果評価要領（案）国土交通省水管理・国土保全局
- 64)中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領（国土交通省水管理・国土保全局）
- 65)堤防等河川管理施設及び河道の点検要領(国土交通省水管理・国土保全局)
- 66)河川ポンプ設備点検整備・標準要領（案）（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課施工安全企画室）
- 67)河川用ゲート設備点検・整備標準要領（案）（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課施工安全企画室）
- 68)下水道施設維持管理指針（公益社団法人日本下水道協会）
- 69)下水道施設維持管理指針－実務編－（公益社団法人日本下水道協会）
- 70)下水道施設維持管理指針－総論編 マネジメント編－（公益社団法人日本下水道協会）
- 71)その他本業務に必要な図書等の最新版